

豊川市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市空家等対策協議会条例（平成30年豊川市条例第23号）第9条の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(代理出席)

第2条 市長が、やむを得ない事由により協議会の会議（以下「会議」という。）に出席することができないときは、市長があらかじめ指名する市の職員が、会議に出席し、並びに会議の議事に参与し、及び議決に加わることができる。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名を豊川市審議会等傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適當と認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) みだりに自席を離れないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 議長の許可を得ないで、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(会長の指示)

第 8 条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(非公開の場合の傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会長が会議を公開しないこととしたときは、直ちに退場しなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 12 条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

2 豊川市空家等対策協議会の傍聴に関する取扱い（平成 28 年 7 月 14 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 24 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

豊川市審議会等傍聴受付票

No.

会 議 名		開 催 日	年 月 日
住 所		氏 名	

※ 傍聴する方の住所及び氏名を記入し、職員へ渡してください。

※ 団体で傍聴する場合は、団体の代表者が団体の所在地及び傍聴する方の氏名を記入してください。